# 平成30年度 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化による住宅における低炭素化北進事業 定期報告アンケートに関する登録のお願い

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 審査第二グループ

## 拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、申請いただきました「平成30年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業)(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業)」に関しまして、審査の結果、申請内容に問題がないものと判断し、交付額確定通知書を同封させていただきました。

平成30年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業)(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業)交付規程第16条に基づき、今後、補助対象事業完了後2年間の定期報告アンケート等を当団体に提出いただきます。

つきましては、同封の『補助対象事業者登録届』に今後連絡可能なパソコンの「E-mail アドレス」(携帯電話のメールアドレス不可)をご記入のうえ、下記の期日までにご提出いただきますようお願いいたします。 定期報告アンケートは WEB 回答ですので、インターネットに接続されたパソコンが必要となります。

## パソコンで受信可能な E-mail アドレスをご登録ください。

- 注 1) 電気、都市ガス及びLPG (プロパンガス)、上水道の月毎の使用量は、検針票をもとにお答えいただきますので、 今後2年間は検針票を控えておいてください。
- 注 2) HEMS等エネルギー計測装置の数値もお答えいただきますので、今後2年間分のデータを閲覧できるようにしてください。

敬具

#### ■提出書類

『補助対象事業者登録届』

#### ■提出先

〒104-0061 東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル9階

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

『平成30年度 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化による住宅における低炭素化促進事業』申請係「補助対象事業者登録届在中」と記入してください。

※配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で送付してください。

※恐れ入りますが、郵送料はご負担ください。

※補助対象事業者登録届の確認ができなかった場合には、補助金返還の対象となる場合があります。 ご注意ください。

# 重要

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 審査第ニグループ 御中

龙	士	釆	早
11年	사	爭	Ħ

平 成

年

月

目

<補助対象事業者>

1111 24 24 34 4 214 11						
郵便番	号	₹		_		
住	所					
電話番	号	(	)		_	
氏	名					(EII)

平成30年度 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化による住宅における低炭素化北進事業 補助対象事業者登録届

平成30年度 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化による住宅における低炭素化北進事業においては、補助対象事業完了後2年間のエネルギー使用量等を当団体に報告いただくことが要件となります。 交付規定第16条に基づき、定期報告アンケートに協力すること(社2)に同意し、下記の通り申請します。

記

# <補助対象事業者登録>

登録項目	登録内容		
E-mail アドレス	フリガナ	アットマーク	
<ul><li>(下記、<u>記入例</u>を参考に</li><li>ご記入ください)</li></ul>	E-mail: (注1)	@	
記入例	フリガナ	エス アイ アイ アンダーバー ティー エー エル オー イチ ニ サン ゼロ アットマーク エス アイ アイ ドット オー アール ドット ジェイ ピー	
	E-mail:	s i i _ t a l o 1 2 3 0	

- (注 1) 携帯電話の E-mail メールアドレス ( **~@docomo.ne.jp・ ~@ezweb.ne.jp・ ~@softbank.ne.jp** 等) の登録はできません。
- (注 2) 定期報告アンケートの回答がない場合は、補助金の返還の対象となりますのでご注意ください。
- ※ 定期報告アンケートは、WEBで行っていただきますので、インターネットに接続されたパソコンが必要となります。 パソコンで受信可能な E-mail アドレスをご登録ください。
- ※ 本紙をご提出いただくことで、本補助対象事業者としての登録が完了します。
- ※ 登録後、登録内容に変更が生じた場合はすみやかにSIIに届け出てください。
- ※ 提出期限までに補助対象事業者登録届が確認できなかった場合には、補助金返還の対象となりますので ご注意ください。